



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○ 沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（行政管理課）	1
訓 令	
○ 沖縄県副知事の担当事項を定める規程（行政管理課）	1

規 則

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則をここに公布する。

平成26年12月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第67号

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事に事故があるとき、又は知事が欠けたときは、次に掲げる順序によってその職務を代理する。

第1順位 副知事 浦崎唯昭

第2順位 副知事 安慶田光男

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第108号

知 事 部 局

沖縄県副知事の担当事項を定める規程を次のように定める。

平成26年12月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県副知事の担当事項を定める規程

第1条 副知事の担当事項は、次のとおりとする。ただし、副知事のうちのいずれかに事故があるとき、又はいずれかが欠けたときは、他の副知事はその担当事項を担任する。

(1) 副知事浦崎唯昭の担任する事項

ア 企画部に関する事項

イ 子ども生活福祉部に関する事項

ウ 保健医療部に関する事項

エ 農林水産部に関する事項

オ 商工労働部に関する事項

カ 土木建築部に関する事項

キ 病院事業局に関する事項

ク 知事以外の執行機関との連絡調整に関する事項（次号キに掲げる事項を除く。）であつて、公室及び部が所掌するもの以外のもの

(2) 副知事安慶田光男の担任する事項

ア 知事公室に関する事項

イ 総務部に関する事項

ウ 環境部に関する事項

エ 文化観光スポーツ部に関する事項

オ 出納事務局に関する事項

カ 企業局に関する事項

キ 教育委員会との連絡調整に関する事項

第2条 前条の担任事項のうち重要事項及び異例に属する事項については、同条の規定にかかわらず、相互に協議するものとする。

第3条 第1条の担任事項以外の事項については、その都度知事が定める。

附 則

この訓令は、平成26年12月16日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
---	--